

## 法第23条第5項 労働者派遣事業に関わる情報公開

労働者派遣法の定めにより、派遣元事業主は派遣先から受け取る派遣料金に占めるマージン率等を公開することが義務付けられています。  
マージンとは、派遣料金の平均額から社員に支払う賃金の平均額を控除したものとなります。  
また、派遣料金に占めるマージンの割合をマージン率といいます。

### ■ 北九州営業所のマージン率 (H31.3月現在)

**26.5%**

マージンには下記が含まれています。

全従業員の社会保険料の会社負担分、有給休暇、健康診断費用、社員寮の初期費用  
その他、募集広告費や資格取得費用等の会社経費

### ■ キャリア形成支援制度に関する事項

派遣労働者のキャリアアップに資する内容を計画し、入社時から年度毎に本人の成長にあわせて、段階的な習熟に向けた教育訓練を実施していく。

キャリアコンサルティング相談窓口

代表 島 健一郎  
(Tel: 090-1629-2606)

### ■ 雇用安定措置を講じた人数 (H31.3月現在)

(雇用安定措置とは、有期雇用者から無期雇用者への転換の事をいいます。)

**10名** (令和1年7月1日転換予定)



株式会社九州三協